

## 次期 滋賀県児童虐待防止計画、原案について

### ○ これまでの策定経過等

本県では、平成 22 年 3 月に「滋賀県児童虐待防止計画」を策定し、平成 22 年度から 5 年間で計画期間として、児童虐待防止対策の取組を進めてきたところであるが平成 26 年度をもって計画期間が終了する。

このため、児童福祉法の改正や児童虐待をめぐる状況の変化、社会環境の変化や県民ニーズも踏まえ、次期計画を策定することとし、平成 26 年 5 月から滋賀県子ども若者審議会において審議を行い、原案をとりまとめたところ。

### ○ 策定に向けたスケジュール（予定）

平成 26 年度	5 月～ 9 月	子ども若者審議会社会的養護検討部会開催（3 回）
	8 月	常任委員会報告（計画策定概要）
	9 月県議会	常任委員会報告（骨子案）
	11 月	子ども若者審議会社会的養護検討部会開催（素案検討）
	12 月	市町に意見照会

---

	11 月県議会	常任委員会報告（原案）
	12 月～1 月	県民政策コメントの実施
	2 月	常任委員会報告（県民政策コメント結果）
		子ども若者審議会社会的養護検討部会開催（最終案）
	2 月県議会	常任委員会報告（最終案）
	3 月	策定・公表